# 第8章 広報活動について

# 8.1 学生団体のための広報活動手段

# 8.1.1 ポスター・ビラ・立看板による広報活動について

	ポスター	ビラ配布	立看板設置
許 可	不要	学生部長の許可	学生部長の許可
広報期間	30 日	14 日以内	14 日以内
規格(最大)	A 1	A 4	縦 180 c m×横 90 c m
広報場所	学生用掲示板	白金:大学キャンパス内の屋外	
	子生用狗小似	横浜:C館~遠望橋までの屋外	
同一目的の	各掲示板につき1枚	原則として 1,000 枚	2 枚まで
ための数量	台海小伙にフさー伙	一次別として1,000 枚	2 仪よく
遵守事項	・掲示期間終了後、速や	<ul><li>キャンパスの美観を損</li></ul>	・掲示期間終了後、速や
	かに撤収すること。	なわないこと。	かに撤収すること。
	<ul><li>キャンパスの美観を損</li></ul>		<ul><li>通行の妨げにならない</li></ul>
	なわないこと。		よう、安全性に留意して
			たてること。
			<ul><li>キャンパスの美観を損</li></ul>
			なわないこと。
禁止事項	(1) 旅行業者等の営利を目的としたもの		
	(2) 国・地方公共団体等の選挙用ポスター		
	(3) 公序良俗に反するもの		
特例措置	白金祭・戸塚まつり・新入生オリエンテーションに限り、広報期間・場所等に		
	ついて特例を認める。		
罰則	違反した場合 許可の取り消し、撤去等を含む適切な措置		
	その後の広報活動を一定期間禁止		

# <注意>

- 1 申請方法については第3章「各種手続き」を参照してください。
- 2 音を出して広報したい場合は休み時間のみ可能です。広報したい校舎の学生課に申請してください。申請方法については第3章「各種手続き」を参照してください。
- 3 9章の「ポスター・ビラ・立看板による広報活動の取扱内規」も参照して下さい。

# 8.1.2 新入部員勧誘手続きについて

新入部員の勧誘は、4月の初旬、学生で組織されるオリエンテーション実行協議会が主催する課外活動オリエンテーションの期間中のみ行うことが認められています。

ただし、勧誘を行うためには申請が必要です。

# <申請方法>

前年度の 12 月頃から立看板やポートへボンにてオリエンテーション実行協議会が募集を行います。見逃さないよう注意してください。この募集を見逃して申請をしなかった場合は、新入部員の勧誘はできません。

# 8.1.3 大学ホームページ、ポートへボンに公式戦、大会、イベント情報を掲載する手続きについて

試合や大会、イベント内容、詳細が掲載されている資料を持参のうえ、学生課窓口に問い合 わせをしてください。

# 8.1.4 学生団体の名刺作成について

サークル、クラブで名刺を作りたい場合は明治学院生協で各自作成してください。 ただし、スポーツプロジェクトの招聘指導者については、最寄りの校舎の学生課の窓口に問い合わせてください。

# 8.2 学生団体のホームページ制作の注意

ホームページ (Web) の制作には「明治学院大学情報ネットワーク (MAIN) 研究・教育利用規則」(第9章の各種規程・内規) をよく読んでください。

学生団体がホームページを作成する際には、先ず「学生団体利用 新規・追加サービス申請書」(様式:学A-1)の用紙で、ホームページ開設の申請を学生部窓口に提出してください。

また、各クラブのホームページには、学生部を通じて情報センターに届け出た連絡先のメールアドレスを表示しなければなりません。

# 8.2.1 禁止事項

以下の行為は理由を問わず禁止されています。違反した場合は Web 利用の権利を失うだけでなく、懲戒処分や法的制裁を受ける項目もあります。十分注意してください。

- ・セキュリティの破壊行為
- ・MAIN の正常な運営を妨げる行為
- ・ネットワークに重大な支障をきたす行為
- ・許可のないプロトコルの使用
- ・ユーザーIDの譲渡、貸与およびパスワードの第三者への開示
- ・情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成および配布行為
- ・プライバシーの侵害行為
- ・特定の個人や団体に対する誹謗中傷
- ・虚偽の情報を公開する行為
- ・第三者のデータを改竄したり、破壊する行為
- ・物品販売等の商行為
- ・公序良俗および社会慣行に反する行為
- ・本学諸規程(学則、就業規則等)に違反する行為
- ・第三者の知的所有権(著作権等)を侵害する行為
- ・他人の名を詐称しネットワークを利用する行為
- ・その他法令等で禁止されている行為

# 8.2.2 注意事項

#### (1) 親しい仲間同士の情報を載せる時も気をつけましょう。

仲間内のノリで楽しく書くなど、悪意がなくてもことも思わぬトラブルになってしまうことがあります。インターネットはいろいろな人が見ていて、そのWEB上の文章だけでの判断となるため思わぬ誤解を生むことがあります。

# ② 公開されている情報でも、承諾を取りましょう。

自分の情報以外を取り扱うときやリンクを貼るときは必ず承諾を取りましょう。 なお、リンクについては次の「リンクを貼る際の注意」を参照してください。

# ③ 著作権法について

全てが自分のオリジナルでない限り「著作権法」が影響します。印刷して自由に出回っている ものでも、インターネットになればメディアが違うので許諾が必要です。

# ・自分で書いたイラスト等

そこに書かれたキャラクターが自身の創作したものならば問題ありませんが、アニメ等のキャラクターである場合は、著作者に許諾を受ける必要があります。

# 写真やビデオ

他人が撮影したものは、著作権者に許諾を受けなければなりません。自分が撮影したもので も、人が映っている時は映像に映っている本人に許諾を受けなければなりません。

大学の写真を使用する場合は、学生部に申請し許可を得て自分で撮影するか、広報課に使用できる写真がありますので学生部の窓口で相談してください。

### •音楽

音楽は日本音楽著作権協会(JASRAC)が管理をしており、比較的安い費用で許諾が得られます。

### 授業のノート

授業を記録したノートは授業担当者の先生に著作権がありますので、その先生に許諾を受ける必要があります。

# 8.3 学生団体ホームページの大学公式ホームページ へのリンク申請方法

学生団体ホームページの大学公式ホームページへのリンクを希望する団体は、学生部に「ホームページリング申請書」を提出してください。申請のための条件は厳重に遵守してください。

# 8.3.1 申請条件

### 8. 3. 1. 1

MAIN インターネットサービスの登録完了後、<u>明治学院大学サーバー内に大学が付与した URL</u>で作成した学生団体ホームページに限定する。

外部プロバイダのサーバーに作成したホームページは上記に変更すること。

### 8.3.1.2

「明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則 (MAIN 細則)」ならびに「学生団体のホームページ制作の注意」を厳守すること。

# 8.3.1.3

他のホームページへリンクする場合、事前に学生部にリンク先を申請して許可を受けること。 リンク先を変更する場合はその都度申請し直すこと。

◆◆MAIN 細則に触れるため、個人や企業のホームページへのリンクは許可しない。具体的には OB 個人、馴染みの店、スポーツ業者等へのリンクはできないので、注意すること◆◆

# 8.3.1.4

BBS や CHAT (双方向通信) へのリンクの前に以下の注釈書きの一文を入れること。

「次は明治学院大学の公式サーバー上にはない〇〇〇〇(団体名)が独自に責任を持つページです。」

# 8.3.2 申請方法

MAIN 登録が完了し、大学が付与した URL で作成したホームページが完成してから、「ホームページリンク申請書【学生団体用】」に記入して申し込んでください。

申込は随時可能です。大学公式ページにリンクされるのは申請から2週間程度です(ホームページを学生課でチェックした後、決裁や作業を行います)。

# 8.3.3 リンクする際の注意

リンク先は学生部に申請して許可を受けてください。

各クラブのサイトは、大学の公式サイトです。リンクの申請にはあなたの所属するクラブが リンクを必要とする「目的と効果」がはっきりしていなければなりません。目的が明快ではっ きりし、常にしっかり管理されているサイトのみが対象となります。

以下の注意に違反した場合は、学生部は直ちに当該学生団体へのリンクを外すとともに、必要な処置をとります。

# 8.3.3.1 参照リンク(直接リンク)の制限

リンクを文章中から行う参照リンクは、明治学院大学のサーバー内に格納された、明治学院 大学公式ホームページおよび学生部に許可を受けた学生団体のホームページに限ります。

# 8.3.3.2 リンクページの制作(必須)

自分のホームページから他のホームページにリンクを行おうとする団体は、リンクのページ を作り、そこから外部サーバーへリンクします。

この場合、必ずリンクページには以下の文章を入れることが必要です。

「ここから先はリンクのページです。私たちの団体のページではありません。」

# 8.3.3.3 リンク先は学生部に登録して許諾を受けます。

#### 8.3.3.3.1 基本原則

- ・ac.jp のドメイン内のサーバーでは教育研究以外のことはできません。そのため、商業サイトに対するリンクはできないことになります。
- ・大学のサーバー内のページから直接リンクされたページでの問題点が発生した場合、学長の 責任となります。このため、リンクは学生団体としての視点だけでなく、大学の視点として の規制を受けます。

#### 8.3.3.3.2 自由にリンクできるもの(リンク先の了承を得ること)

- ・明治学院大学の公式ホームページ
- ・明治学院大学公式ホームページからリンクされている団体
- ・政府機関(外国を含む)のページ
- ・地方自治体の制作ページ
- ・他大学の公式ページ内に収容された、各大学公式ページ、課外活動団体ページ、(ドメイン が ac.jp に限る)
- ・各クラブが加盟している競技団体・学連等の団体
- ・自分の団体と同じ目的をもつ、他大学の公認団体のページ
- ・各クラブの OB 会のサイト
- ・活動に関係の深い公共法人・社団法人・NPO など
- ・該当学生団体関係の記事を掲載している、雑誌社・新聞社の記事ページに対するリンク
- ・該当学生団体に対し表彰や顕彰などをし、その事実を掲載している団体の関連ページ
- ・その学生団体が主催・共催あるいは後援・協賛している行事団体のサイト(行事終了まで。

後援協賛してもらっている団体のサイトはリンクできない。可能であればデータをもらい自 分のページに掲載するほうが望ましい。)

# 8.3.3.4 リンクができないサイト

・個人のサイト

理由:内容のチェックはできない。リンクページ自身がいつの間にか別の内容になっている などの問題が発生する。クラブとその個人との関係が公的に明確でない。

・課外活動団体に対し、商品・サービス・金銭を提供している企業のサイト 理由:紹介自体がMAINの規則に触れるため、どんな場合でもできません。

# 8.4 ネットワーク接続(部室変更時の手続き)

白金校舎のパレットゾートは情報コンセントが設置されており、横浜校舎の部室 (E 館、F 館、G 館) は、無線 LAN が使用できるので、申請により部室にてインターネットサービスを受けることができます。

# 8.4.1 申請方法

希望する団体は「学生団体用 ネットワーク接続申請書」(様式:学 N-1) に必要事項を記入の上、学生部窓口に提出してください。

# 8.4.2 変更の手続き

部室が変更になった時は、必ず「学生団体用 ネットワーク接続申請書」(様式:学 N-1) に記入し、学生部の窓口で変更の手続きを行ってください。

# 8.5 明治学院大学ロゴマーク使用申請(150周年)

# 8.5.1 ロゴマーク使用に関するガイドライン

(使用目的)

創立 1863 年以来の歴史の中で育み培ってきた明治学院大学(以下「本学」という。) ならでは の教育理念と校風を、学生、教職員、社会へ効果的に発信、訴求するために使用するものとす る。

# (使用資格)

ロゴマークの使用にあたっては、本学の尊厳と品位を損なわないよう配慮の上、本学の教職員 及び学生並びにこれらで構成する団体において利用できるものとする。

## (使用の承諾)

ロゴマークの使用を希望する者は、所定の申請書により申請をし、学長がこれを承諾する。

# (使用申請)

ロゴマークの使用を希望する者は、使用案件毎に「ロゴマーク使用申請書」に定められた事項を記入し、総務部総務課に提出するものとする。ただし、学生については学生部を通じて申請書を総務課に提出するものとする。

# (ロゴマークのデータの受け渡し)

使用を承諾した場合、ロゴマークのデータはCD-ROM等の電子媒体で受け渡すものとする。 また当該物品を一部サンプルとして学長に提出するものとする。

# (使用の禁止)

ロゴマークは使用を承諾された目的以外に使用してはならない。また、学長が、次のいずれか に該当すると認めたときは、ロゴマークの使用承諾を取消し、または使用を停止させることが できる。

- 1) 本学の名誉が傷つけられる恐れがあるとき。
- 2) その他、ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

# (事務)

ロゴマークの使用に関する事務は、総務部総務課が行う。

#### (その他)

以上の事項に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項が発生した場合は、別に 定める。

### <注意>

販売を目的とした商品にロゴマークを使用することはできない。

ロゴマークの加工については広報課(03-5421-5165)に問い合わせてください。

学生団体がロゴマークを使用する際は最寄りの校舎の学生課窓口で相談してください。